

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 146 回 収入印紙で脱税行為！～最近の実調（実地調査）レポート

2006.4.23

最近の税務調査の傾向は、必ずと言っていいほど「印紙税」の実態調査が実施される点、このコラムでレポートしておきたい。というのは、実調経験から 100%、OK という例はほとんどなく、何らかの追徴課税される場合が多いからである。

そもそも収入印紙が必要な書類とは、「印紙税法」別表第一で明確に決められている。これを課税物件というが大きく 20 種類の文書が番号（号）をつけて掲げられている。が、実務的にはこれが良く分からない。具体的に見てみよう。

たとえば、「雇用契約書」。これはそもそも課税物件にない契約書であり「不課税文書」といい、印紙の必要はない。同様に「秘密保持契約書」もこれに当る。また、課税文書に該当するが、金額が少額（3 万円未満の領収書）や、国、地方公共団体や特殊な法人（日本赤十字等）が作成した文書、国保の業務運営に関する文書などの特殊な文書、税理士等営業外の文書などは「非課税文書」として課税の対象外となっている。ここまでは原則。

以下、ちょっと注意すべき点をいくつか述べておこう。請負契約書は第 2 号文書、金額により収入印紙が必要。たとえば年間契約で毎月 10 万円を支払う内容である場合、課税標準は 10 万円ではなく 120 万円、したがって印紙は 200 円ではなく 400 円であること注意しなければならない。

金額を入れるから印紙が必要、それなら金額を書かない形にすれば、印紙はいらない...なんて考えている人、意外と多い。これが、税務調査時にとんでもない事態になる。金額が明記されてない、継続を基本とした合意契約書は 2 号文書でなく 7 号文書として扱われる。一文書につき無条件で 4,000 円の収入印紙が必要になる。

経済活動に関する契約で課税物件に当る文書が全て印紙税の対象になるのが原則、したがって文書名の如何による判定はしないことになる。たとえば、契約メモ、覚書、合意書、仮契約書でも印紙税の対象になる。契約金額の増額に伴い契約書の変更をした場合も、本契約とは別に再度印紙が必要となる。

消費税のかかる取引は注意したい。たとえば、「1 億 500 万円（うち消費税額等 500 万円）」と記載すれば、課税標準 1 億円、6 万円の印紙税。同じ取引でこれを「1 億 500 万円（消費税額等 5%を含む）」と記載した場合、消費税額等が必ずしも明らかでない判断され、課税標準は 1 億 500 万円、印紙税額は何と 10 万円と認定するのが、国税庁の見解となっている。インターネットでの契約（電子文書）は、印紙は必要ないのが現状。ただしそのデータを印刷して残す場合は、「控え」は OK、正式文書となると印紙の対象になる。

怠った場合、ペナルティとして過怠税（印紙税額の実質 3 倍）がかかるか、悪質行為は 1 年以下の懲役等犯罪行為（脱税）として扱われる。やっぱり、注意注意！